

県立ふれあいの村における新型コロナウイルス感染症拡大予防 対策ガイドライン

本ガイドラインは、再開後のふれあいの村で保健管理に努めるとともに、適切な運営等により感染症リスクを軽減し、利用者が安全・安心に過ごすことができることを目的として、基本的な対策を記載したものである。

1 再開時の感染防止策について

施設管理者は、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め定める。各事項については、チェックリスト化し、受付や施設の入口など、適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止に取り組むことが必要となる。

(1) 準備

- 受付窓口や施設の入口には、手指の消毒剤を設置するとともに、施設利用時に利用者が遵守すべき事項を掲示する。
- 遵守事項は、利用者の見やすい場所に掲示する。
- 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- 人と人とが対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 手洗い場所には石鹸を用意し「手洗いは30秒以上」等を掲示する。
- ソーシャルディスタンスに基づいた宿泊定員の見直し（制限）、食堂や風呂の同時使用人数の制限等について定めておく。
- 野外活動での炊事等の実施要件を定めておく。
- 施設消毒用剤を準備する。
- 予備用マスクを準備する。

(2) 予約受付時の対応

電話等での予約受付の際には、感染拡大の防止のために利用者に遵守すべき事項を明確にして協力を求める。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

- 施設管理者が利用者に求める感染防止対策事項
 - ・以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてもらう。
 - ・体調がよくない場合（発熱・咳・咽喉痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ・原則マスクを着用する。（運動を行う場合は除く）
 - ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
 - ・他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保する。（障害者の誘導や介助を行う場合は除く。）
 - ・感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従う。
 - ・利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
 - ・三密（密閉、密集、密接）にならないように十分な間隔等を確保する。

（3）利用当日の受付時の留意事項

施設利用者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- 受付窓口は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 発熱や、軽度であっても咳・咽喉痛などの症状がある人は利用しないよう呼びかける。
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させる。
- 受付時の人と人との間隔は 2 m（少なくとも 1 m）確保する。
- 会計には、電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払い時、コイントレイを使用する。

（4）職員の安全確保

- 体調がよくない場合（発熱・咳・咽喉痛などの症状がある場合）は出勤を控えること。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は出勤を控えること。
- 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底すること。

(5) 利用者への依頼事項

○ 体調の確認

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること。なお、利用者が団体の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうこと。

また、その際、体温や体調等については、入場の際体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられる。

- ・ 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）
- ・ 利用当日の体温
- ・ 以下の項目の有無

- ・ 体調（発熱・咳・咽喉痛などの症状の有無）
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方の有無
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無

※個人情報の取扱いには十分注意する。

(6) 感染が発生した場合への備え

施設管理者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間を定めて保存しておくこと。

2 施設の衛生管理について

(1) 洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- 手洗い後に手を拭くためのタオル等の持参を求めるか、ペーパータオル（使い捨て）を用意すること。
- トイレにおけるハンドドライヤー等の使用は禁止すること。

(2) 屋内施設

- 換気
換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと、また、利用者にも周知すること。
- 施設の入口
施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。
- ゴミの廃棄
施設管理者は、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をすること。
- 清掃・消毒
市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は、適切に清掃・消毒すること。

(3) 屋外での活動

- 活動にあたっては、3密にならないような指導や配慮を行うこと。
- 近距離での会話や発声、高唱を伴う活動は控えること。
- 野外炊事では、実施前の手洗い、手指の消毒を行うとともに、炊事用具の洗浄をしてから行うこと。
- 貸出物品は活動後消毒作業をすること。

(4) 食堂

- 従業員
 - ・マスクを着用すること。
 - ・衛生管理を徹底すること。
 - ・下膳と同時に料理提供をしない。
 - ・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 利用について
 - ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場を遠慮してもらう。
 - ・入場時、手洗い又は手指消毒を徹底する。
 - ・横並びの着席を推奨するとともにテーブルの間隔を出来るだけ広げること。

- ・食事後はテーブル等の消毒を行うこと。
- ・密にならないよう出来るだけ入場人数の制限や、滞在時間を短くすること。
- ・換気を行うこと。
- ・料理はできるだけ小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分けること。
- ・利用者が取り分ける場合には、ひとりひとりに取り分け用トングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底すること。

(5) 宿泊施設

○ 消毒

- ・部屋内の人が接触する場所の清拭消毒を行うこと。

ドアノブ、テレビ、空調のリモコン、部屋の照明スイッチ、スタンド、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

- ・スリッパは使い捨て又は消毒を徹底すること。

○ 換気

- ・利用者には、一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請すること。

○ 客室の清掃等

- ・職員による客室の布団上げの際には、マスクを着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管すること。
- ・清掃時は、マスク・使い捨て手袋を着用すること。
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒すること。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理すること。

(6) 浴室

- 密にならないよう同時使用人数の制限を行うこと。

- タオル等の共用はしないこと。

○ 消毒等

- ・浴室内の設備・備品は清拭消毒を行うこと。
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替えること。
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒すること。
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行うこと。
- ・浴槽水等の消毒を徹底すること。

3 感染疑いの利用者が出た場合の対応

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱など、感染の疑われる利用者がある場合には、他の利用者と区分できる部屋等に待機し、外に出ないようにお願いすること。

- 他の利用者との接触を避け、その利用者に対応するスタッフも限定する。
- 保健（福祉）事務所「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いがある利用者の状況や症状を伝え、その後は保健（福祉）事務所からの指示に従う。
- 他の利用者への情報提供は、保健（福祉）事務所の指示に従う。